

第四篇 いわゆる国体論の復古的革命主義

第十章

10-1 学者が国体に関する認識を誤るのは何故か

上述したように、我々は国家学と憲法論によって「現在の国体」を明らかにし、いわゆる国体論というものが現在の国体を打倒しようとする「復古的革命主義」であると論じた。しかしながら、国家の本質と憲法の法理を取り扱う今の全ての学者をこうした復古的革命思想に陥らせていることは、国家学と憲法論との研究から出てくるものではない。既にいわゆる国体論というものがあって、それが国家学と憲法論を誘惑するためである。さてそうであるならば、上述のように、国家の本質を論じ、憲法の法理を説き、それによって主権が国家にあることを語っても、東洋の未開人の村落では何の刺激も与えられない。国体論は未開人が手を合わせて、土下座をして祭るものであり、あらゆる国家学と憲法論の上に野蛮な神のように君臨しているからである。それならば、議論すべきものは国家学と憲法論ではなく、国家学と憲法論を誘惑する国体論そのものであると考えなければならぬ。国体論とは何なのか。

第一は、今日の国家を家長国であるという議論の起こる基礎として、神道的迷信という惰性がある。「我が万国に比類のない国体においては、国民は一家の赤子であり、天皇はその民の父母である家長である。」という議論がこれであって、君臣一家論と言ったり、忠孝一致論と言ったり、忠君愛国一致論と言ったりするものである。そしてこれは、実際の勢力として国民の道徳的判断の基礎を形成しているものであって、穂積博士及び多くの君主主権論者の国家観と法理論を組織させる思想の源泉である。

第二が、天皇を主権の本体もしくは一人の最高機関であると考えさせるものであり、完全に転倒した歴史解釈をした国体論である。つまり、「日本民族は皆忠孝に厚い者であり、万世一系の皇統を助けてきた。」という議論であり、これもまた万国に比類のない国体という思想が生じる根拠である。そしてこれは、二千五百年間もの間四千五百万人の国民が皆少しも疑問を抱けなかったものであって、あらゆる倫理学説と道徳論はこれによって学説と議論をねじ曲げられ、有賀博士及び全ての君主主権論者に歴史によって主権の基礎を定めると論じさせた権威となるものである。

国体論の中にある土偶は、この妄想に基づいてねつ造されたものなのだ。土偶はみこしの中から引き出し、そして粉碎するだけである。

10-2 神道的迷信に基づいて国体論に従う根拠はあるか

まずは一つ目のもの——穂積博士らがよって立ち、それによって現在の日本を家長国であるとする神道の迷信という惰性を駆逐しなければならない。

できることならば、我々はこのような取るに足りないものに関わり、議論の筆を汚さないことを望んでいる。我々は、法科大学長、帝国大学教授、法学博士という肩書を持つ迷信者に向かってどう語るべきであろうか。もし常識と科学によってキツネやタヌキを拝んでいるおじいさん、おばあさんを迷信から目覚めさせられるならば、^{やそよろずのかみ}八十万神を信仰する神道から穂積博士を改宗させることができよう。信仰となれば、おじいさん、おばあさんのキツネやタヌキも、穂積博士の真の神も、他のキリスト教、仏教と等しく理論の侵入する範囲とは境界を異にする別世界のものだからである。だから、我々は十分穂積博士の宗教を尊敬しているのである。——そしてそれと同時に、我々及び独立した良心を持つ者は、博士の信仰から自由でなければならない。本地垂迹説¹を取り除いた真の仏教徒には、博士の信仰は意味のないものであり、唯一神を信じるというキリスト教徒にも博士の宗教は野蛮な時代の多神教として映るだろう。そして、我々のような神道的記録を古代の過ぎ去った宗教と見なし、今日これを見る時に神話として科学的に取り扱っている者にとっては、博士の無駄口などは神官の烏帽子、^{のうし}直衣²と少しも違わないものである。博士は、八十万神を宗教上の存在ではなく、歴史上の人物であると信じてやまないのであろうか。それならば、我々には大いに歴史論として論議する自由がある。信仰の自由、思想の独立は大日本帝国の威力によっても、内部的な生活にとどまる間はもちろん、行為に現れたものであっても、ある場合を除いては脅かすことができないからである。ある場合とは、臣民であることによる義務に背く場合をいう。

我々は先に、臣民の義務とは直接天皇と対抗した契約によって負う義務ではなく、国家に対して国家の一分子として負担するものであると言った。臣民というのは、天皇の所有権の下で存在する無限の服従を強いられた奴隷でないことはもちろん、天皇との権利義務の関係において契約的対立をなす者でもなく、国民が臣民であると言った。だから、「臣民タルノ義務ニ背カサル限リニ於テ信仰ノ自由ヲ有ス」という憲法の条文は、中世の階級国家における契約憲法のように、君主との契約によって君主の信仰にかかわらず、臣民は自由な信仰を保てるという意味のものではない。今日の天皇は、国家を所有して国家の外に立つ天皇ではない。美濃部博士が広義の国民の中を含めたように、日本国という有機体の空間を隔てた分子の人類として、つまり日本帝国の一員として特権を持つ権力者という意味の天皇である。

この特権を持った一分子と他の分子は、決して契約的対立をなしてはいない。だから、他の全ての権利義務が直接要求されたり、負担したりするものではないように、信仰の自由について「臣民の義務に背かない限りにおいては」³という前置きの義務も、決して国家

¹ 本地垂迹説とは、日本の神を仏の生まれ変わりと考えたもの。この立場に立つと、天照大神は大日如来の生まれ変わりと解釈される。これと逆の立場は神本仏迹説である。

² 烏帽子は、貴族が頭にかぶっている長くて黒い帽子のことである。直衣とは、平安時代の貴族の普段着である。

³ なお、帝国憲法では、「臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」となっている（第二十八条）。

の分子が他の同じ分子である特権者に対して負っているものではない。つまり、「臣民としての義務に背かない限りにおいて」ということは、国家に対する義務の一つである兵役を拒絶するクエーカー教⁴などを除外することを示すものである。それならば、仮に穂積博士と匹敵するほどの神道の迷信を信仰する者が皇位に就き、穂積博士のように国家の臣民を君主の所有する臣民と解釈し、神道を信じないことを取り上げて「臣民としての義務に背く」と言っても、これはもちろん大日本帝国の国体と政体が許容しない要求である（実際、現在の天皇は、キリスト教をも取り込んでいるようである）。

また、聖武天皇のような仏教の熱烈な信奉者が出て、仏教の信仰を国家の臣民に要求しようとも、大日本帝国の前に国民が持っている信仰の自由という権利により、穂積博士はその尊い神道の信仰を放棄する必要はないはずである。また、今後の天皇がキリスト教を信仰するようになって、厳粛な戒律を守っている全国の僧侶らは、今日キリスト教に向かって行っているように、仏教徒は逆賊であるとして攻撃される理由がないのである。我々は皇室がいかなる信仰を抱いているか知らない。しかしながら、同じくよくわからない土偶を信奉する国体論者が、自分の迷信と異なるという理由で他者に対して、無法者呼ばわりをするとは、そもそも何の権利があつてのことなのか。復古的革命思想に対抗して国家の主権を防衛することは我々の義務であつて、彼ら僧兵の無法者呼ばわりは、たとえ大波のように起ころうとも、厳粛な議論に少しも動揺を与えられるものではない。——大日本帝国と帝国の機関は、決して宗教の基礎の上に建てられたものではない。神道の信仰に基づいて家長国体を作り、天皇を祭主の長とする意味で信仰を上置いていた時代は、歴史の遠い昔⁵に葬られた。

国体寺の僧兵らは今日の国体と政体を迷信のせいで見ることができない。かつて僧兵らがしたように、国民が迷信の中で眠っていることを当てにして、法律を突破し、憲法を踏みじり、天皇と全国民に向かってみこしを礼拝せよと強訴していると言う他ない。国民が迷信に恐れをなしていた時代には、僧兵らのみこしは警護する武士に兜を脱がせた⁶。今日、我々は国体の擁護者という名において科学という鋭い刀を抜くだけである。是非とも国民を速やかに迷信から目覚めさせ、国体寺を焼き討ちさせよ。

10-3 穂積博士の信仰と科学を混ぜた立論

穂積八束氏はまさしく国体寺の座主⁷であり、僧兵を統率する将軍であると言えよう。彼は言う。「我が民族は同じ祖先を持っている。宗家として皇室を崇拝するというのは、事実として誤っていると言う者もいるが、これは我が説を論破するほどのものではない。見よ、

⁴ クエーカー教は、キリスト教プロテスタントの一派。絶対平和主義の立場をとるため、本文にあるように、兵役を拒否する。これは、現在でも「良心的兵役拒否」の問題として憲法学上の論点になっている。

⁵ 原文では「頁」だが、うまく訳に反映できないので、訳を変えた。

⁶ 武士にさえも敬意を払わなければならないと思わせていたということ。

⁷ 「座主」とは、僧侶の中で一番上位にある僧。延暦寺の座主は天台座主と呼ばれ、歴史的には慈円（九条兼実の弟）、護良親王（後醍醐天皇の皇子）など有名な人物がついている。

キリスト教徒が団結するのは神を信仰することによる。しかも神が存在するか否かという議論は、この団結を否認することができない。信仰は第一のものであり、知識は第二のものなのだ。人はことごとく原因を調べ上げ、あらゆる行動をとるのではない。信仰によって動く。国民においてもそうである。必ず信仰によって団結する。」と。

これは大学の筆記録から引用したものであるが、氏が国体寺の座主としての尊厳に基づき、斬新な信仰論を表明していることは、決して鼻をつまむべきことでないとは言ってもない。氏の憲法論は全てこの信仰の上に築かれている。彼は言う。「現在皇位にまします天皇が、この民族を統治し給うのは、民族の祖先である天照大神の御位に基づくのだ。天照大神に代わって天照大神の威力を受け、天照大神の子孫を保護し給うのである。」と。また、こうも言う。「我が国体は、民族固有の宗族制度から発達した。だから、これから推論を行って考えれば、皇位とは過去に皇位に就いていた祖先天照大神と現在の天皇と未来の君主を結んだ観念である。一家における家長の位が天皇の祖先の位であるのと同じく、皇位は天皇の御位であり、その子孫がこの位に昇り、天照大神の威光を代表して国民に臨む。」と。

しかしながら、氏のいわゆる天照大神とか、天皇の祖先とかいうものが信仰上の神という意味で用いられながら、歴史上の人物という意味でも取り扱われているように、揺れ動く意味に同じ言葉を使用するのが氏の常態である。そのため、我々は氏とともに「天照大神」を論議する時、信仰上の点から考えるべきか、科学的考察の題目とすべきか、ほとんど処置に苦しむのである。

だから穂積博士の態度は、日本民族の古代を研究する時、『古事記』、『日本書紀』をバイブルとする神道の迷信者としてはひどく科学的研究者のように見える。ところが、科学的研究者としては、高天原一点張りのかたくな態度から疑いもなく迷信者に見える。まさに、氏は烏帽子と直衣を身につけながら、たけの高い襟を身につけて大学の講壇に立っている者であると言える。神道の信者ならば、宗教として神道を信じてよい。祖先崇拜は権力の崇拜であると解釈することなどは、法律学の理論として誤っているだけでなく、神道の信仰に背いた科学者の態度である。天照大神を信仰の観点から見れば、太陽の中に存在するとして朝夕に礼拝しなければならない。

今日の社会学は、あの母系の血統というものについて、「完全な乱婚⁸によるのではないが、夫婦関係が定まらないため、父親が誰なのかわからないもの」と解釈し、母によって血統を意識する非常に未開な時代のもので論じている。天照大神を母系の血統であると指示することなどは、神道を信仰する頭の外に科学者の頭を肩に付けた両頭の怪物⁹である。もちろん、氏は政体を変更することを企てた者に対する刑罰を恐れ、大学の講義録を出版しないように、何か警戒するところがあつてなのか、暗黙裏に指示しているにすぎないが、国

⁸ 「乱婚」とは、アメリカの社会学者のモルガンが想定した最も原始的な婚姻形態の仮説。ただし、誤った観察に基づくもので、民族誌的な根拠はないとされる。ここで「今日の社会学」といっているのは、モルガンの学説のことを指しているのだろう。

⁹ ヤヌスなどを念頭に置くといよい。

家学会雑誌六十号に寄稿した以下の博士の言葉を見よ。

彼は言う。「男系の発達には社会が発達した後に行われることで、女系の血統は世界でも普遍的な昔の姿であると論じる者がいる。しっかりと断言することはできないが、女系の血統はおそらくどの国でも見られるのだと思われる。日本や中国の歴史については、私は敢えて断言しない。日本の国体などは男系の血統と定めているが、もしも有史に入る以前には女系の血統ではなかったかと言うならば、それは大きな問題と言えよう。」と。これが果たして正当な推理であるか否かについては、もちろん反対の見解を抱く者もいるだろう。しかし、穂積博士がこうした確信を持っているならば、警戒を極めた言葉遣いをもってあそぶ必要はない。明確に断言をしてしまっても、愚かな者たちからの不敬呼ばわりに対し、国家の法律は氏の思想の独立を保護するだろう。ただ、奇怪なのは、その両肩にある両頭の怪物が互いに格闘せず、平和な状態であることである。

10-4 国家の起源を家に求めることの誤り

だから、我々はその頭のどちらに向かって尋ねるべきかわからない。しかしながら、もし一方の頭が「科学的考察は法律学者の態度である」と口にするならば、我々はまさに語るべき相手がいることになる。——つまり、国家の起源は決して一つの家庭が膨張したものではないということである。もちろん、ある時代における古い学説が国家の起源を一家に求めていたことは事実である。しかしながら、血統を意識し、家族を作るようになったのは、はるか後代の進化によるのであり、氏も知っている母系の血統は、以前には存在しなかったのである。母系の血統というのは今日から見れば非常に未開極まるものであるが、それは覚醒した意識によって母子の間を永続的につなぐ程度に進化した後でなければ出てこないものである。そして父系の血統とは、この意識がさらに父親にまで拡張され、永続的な夫婦関係と父子の連絡が生じるようになってからのものである。つまり、社会とか、国家とかいう氏が信じる家族制度は以前に存在していた。社会は契約がなくとも、また氏の主張するような父の威力がなくとも、本能的社会性によって社会的生物として存在していた。

また公法の根源も、決して氏の信じるように、家族制度に進み、家長の威力を恐れるようになって初めて発生したものではない。さらに遠い昔である原始的な社会から存在した村落による道徳的制裁及び慣習が、公法の根源であると推論するほうが当然のことである。なぜならば、家族制度もなく、家長もいない高等な社会的生物であっても、その社会維持のために単純な制裁をもっているからである。穂積博士は、今なお力を極めて偏局的個人主義の機械的国家観を攻撃し、社会契約説の亡骸に鞭を打ち、国家、社会の基礎を愛国心または公共心と名付けて社会性に置かならば——けれど、これは家長の威力を恐れて団結するという他での言葉と矛盾するが——、ホブズのよう社会、国家の原始時代は万人の万人に対する闘争状態で存在していたと推測するものではないだろう。

つまり、氏が明らかに生物進化論を知り、人類が類人猿から分化した時代から社会的生

物であることを知っているならば、原人社会から母系の血統とか、父系の血統とかいうようなものが家族的意識で存在していたと信じることは、生物進化を飛び越えるものだとわかるだろう。類人猿という社会的生物から分化した原人が、社会的存在を本能的結合という形で継続したのであろうという科学の帰結は、父の威力の下で団結させられたという仮説（これは、「威力のない時代、人は個々に存在していた」という個人主義の仮説を盗み取ったものである。）に基づく社会起源論を駆逐したものである。——始まりを知らない者は今を知らず、また終わりを知らない。家族制度とか、同じ血統による社会階級とかいうような階級的社会に入ったのは、社会が大いに進化した過程の状態である。つまり、これは社会意識が近親の血統の間だけで目覚める程度の進化を経たことで現れたものであり、決して原始的なものではなく、また現在の状態でもなく、もちろん社会の中で永遠に続くものでもない（『生物進化論と社会哲学』を見よ）。

公法の根源を論じ、社会の起源を研究するほどの者ならば、全てを進化に応じて見よ。仮に原始社会で家族制度が発達し、公法の根源が家長の権力にあったと断定できたとしても、社会が進化し、法律が進化した今日及び今後をその家長権、家長国の考え方で規律しようというのは、いったいどういうまねなのか。まさに穂積博士の論法は、人類の原始は類人猿であるから、世界の人類は今日も今後も類人猿のままであり、さらに類人猿の属する獣類は鳥類とともに虫類から分化してきたものであるから、博士も我々も今なおは虫類であると言うようなものである。

10-5 革命論の内実を持つ国体論

そうではない。穂積博士は日本社会の起源を神道に基づいて推論し、研究しているのではない。遠い昔に捨てられた社会学の維持できない仮説を使って己の好きなようにねつ造しているのである。笑うべきではないか。「神道を信仰し、知識を第二位に置く」という氏の信仰論には、鼻をつまめばそれでよい。知識を論じる社会起源論の古い知識を信仰しながら、それを第一位だという神道の信仰を破壊するに至っては、天理教を信仰するおじいさん、おばあさんも嘲笑することだろう。見よ、神道がどうして日本国は天照大神という一人の者から膨張したものだと言っているというのか。神道は、イザナギ、イザナミの二人が人類の始まりであると言っているだけである。そしてこれは、ユダヤ民族のアダム、イヴが人類の始祖であると言っているように、古代思想の程度としては一般的な人類起源論であるにすぎない。

だから、こうした人類起源論を信奉するならば、キリストがそれに基づいて人類同胞の世界主義を唱えたように、神道をキリスト教のような世界宗教にしようとするのか。あるいは、ユダヤ教徒だけがアダム、イヴの子孫である神の子だ¹⁰と言うように、日本民族だけがイザナギ・イザナミの末裔である神の人であるとし、排外思想を持つユダヤ教と同じものに神道を発展させようとするのか。そのいずれかでなければならない。

¹⁰ ユダヤ教は、古代から迫害を受けていたユダヤ民族の状況を反映し、選民思想を持つ。

十四世紀後に書かれた文字で想像するならば、天照大神を神武一家という征服者¹¹の直系の祖先であるとは言えよう。神武よりも先に移住した日本民族及びその後に来た民族、また天照大神から既に八十万神と称されていた多くの人々、歴史上無数に行われた帰化、征服による他民族が繁殖して残した子孫である今日の日本民族は、天照大神と関わりを持たないのである。つまり、高天原の民族について見ても、単に同じ民族というだけのことで、天照大神一人から分かれた者が高天原という大きな世界の一家であるとは、どこにも記されていないのである。

もし穂積博士が実在の人物として天照大神を見るならば——そうでなければ、思想上でこしらえた神の生命が延長し、実在の天皇そのものに統治権を受け継がせているという氏の君主主権論¹²は理由がなくなってしまうから——天照大神¹³は女性一人だけで、どうやって八十万¹⁴の人口を繁殖させることができたのか。古典に書かれたスサノオノミコトは、天照大神と同じ傍系の血族ではなく、天照大神が単為生殖で産んだ子なのか。スサノオノミコトが出雲に入った時、ヤマタノオロチ¹⁵に食べられるほどの多くの人口がいたが、ヤマタノオロチに食べられた娘のおじいさん、おばあさんは、おそらく彼らよりも若いはずの天照大神の腹から出てきたのだろうか。神道を信じるならば、イザナギ・イザナミがセキレイ¹⁶の交尾を見て生殖の方法を知り、それによって人類を産んだという世界一家論を唱えよ。こうすれば、神が自己の形に似せてアダム、イヴを作ったというユダヤの神話よりも、キリスト教が人類同胞という高貴な理想を産んだのと同じことになるだろう。八十万神を産まなかった天照大神は、八十万神の子孫である者が多いだろうと思われる国民の大多数にとっては、氏のいわゆる「祖先」ではない。しかしながら、こうした尊い世界主義はいわゆる国体論を主張する者などにとっては、あまりにも尊いものであって、仰ぎ見ることができないことは言うまでもない。したがって、氏はあたかもユダヤ民族だけが特別な神の子であるアダム、イヴの末裔であると言っているように、日本民族だけがイザナギ・イザナミの二人から産まれた特別な神の末裔であると論じなければならぬ。ただしこうなると、天照大神一人を祖先であるとし、日本民族は天照大神の単為生殖によって繁殖したものであるという氏の先の主張は取り消され、全く新たな議論に移ってしまう。しかし、君臣一家論とか、日本民族は一つの家族が膨張して発達したものだという氏の主張にとっては利益となろう。人の主張はなるべくよい意味に解釈しなければならない。

だから、我々は十分善意を尽くし、故人となった文学博士黒川真頼氏¹⁷の言葉を穂積氏に

11 神武天皇は日向の国（現在の宮崎県のあたり）から瀬戸内海を経て熊野に入り、近畿を征服したという。大和の国の橿原宮で即位したとされている。

12 原文では、「君主主権論者」となっているが、文脈上違和感があるため、「君主主権論」とした。

13 一応ことわっておくが、天照大神は女性の太陽神である。スサノオノミコトは天照大神の弟にあたる。

14 ここでは、「非常に多い」という意味を表し、実際の数を意味するのではない。

15 原文では単に「蛇」としか書いていないが、出雲の蛇というのがヤマタノオロチを指していることは明らかである。スサノオノミコトが退治したが、その時に尾から天叢雲剣が出てきたと言われる。

16 「セキレイ」とは、スズメ目セキレイ科に属する鳥類の総称。『日本書紀』（ただし、本文ではなく、一書群と呼ばれる別の伝）には、セキレイが頭と尾を揺するのを見て理解したとある。そのため、セキレイを「教え鳥」とも呼ぶ。

17 国学者で、東大教授を務めた人物。ちょうどこの本が書かれた年（一九〇六年）に亡くなった。

示そう。もし氏が以下の言葉を読み終えることができず、誤って吹き出してしまうようなことがあれば、我々の善意は拒絶されたことになる。その時、氏は人類同胞の世界主義を唱えて神道におけるキリストとなるか、そうでなければユダヤ教的な神道論をやめなければならぬ。

黒川博士は言う。「衣は体に合わせて作られるもので、衣は上半身につけるものであり、袴は下半身につけるものである。我々はこれを着て世を生活している。ところが、近頃の人は次のように思っている。『昔の人は衣を用いることができなかった。人というものは元来獣であって、その獣は何であるかと言えば猿であった。その猿がしばらく生活するうちに体の毛が次第に抜け落ちて人となった。これを進化と言ひ、次第に知恵も備わってきて、体の毛が減ると寒さを感じるため、草木の皮をとって衣服を作るようになったのだ。』と。これは外国で言われている学説である。外国の学説はまさしく信じるに値すると言っている人もいるが、これは我が国の古典を調べない人が、ただ外国の学説に従って言っているだけである。

外国の人民は猿から進化したものであるが、我が国の人民はそうではない。我が国では、人は人、猿は猿である。猿が進化したものが人となったのではない。『古事記』にあるイザナミノミコトの御言葉ではこうなっている。『愛^{うつく}しき我が那^な勢^せの命^{みこと}、如此^{かく}為^せば、汝^{いまし}の人^{ひと}草^{くさ}、一日^{ひとひ}に千^ち頭^が絞^しり殺^{ころ}さむ。爾^{いざなぎのみこと}に伊邪那岐命^{いざなぎのみこと}詔^{のたま}りたま^まいしく、『愛^なしき我が那^な邇^に妹^もの命^{みこと}、汝^{いまし}然^{しか}為^せば、吾^{わが}一日^{ひとひ}に千^ち五^い百^{ひゃく}の産^{うぶ}屋^や立^たてむ。』¹⁸と。これを見ても、猿から進化したのでないことがわかるだろう。もしこれが猿のことを言っているのであれば、(地上の民のことを表す『汝の人草』という表現は)、『汝の国の猿草』となっていなければならない。また、猿が子を産むならば、産屋を立てる必要はない。このように見れば、日本民族の起源が猿でないことは明白である。」と。

我々は故人を嘲笑するために、笑い飛ばす材料としてこうした引用をするのではない。穂積博士が神道のアダム、イヴをキリスト教の世界主義の立場から取り上げるか、あるいは神道のアダム、イヴをユダヤ教の排外思想の立場から取り上げるかを選択する際に、利益を与えるという善意から引用するだけである。

穂積博士は今なお社会の起源を家族団体だとする古い仮説に従って解釈する程であるか

18 原文では、「愛我勢命為然者我国之人草一日絞殺千頭爾伊邪那岐尊愛那邇妹命為然者一日建千五百産屋」となっているが、実際の『古事記』のテキストと異なるところがあるため、本文での引用においては、日本思想大系の『古事記』の読みに従った。現代語訳は、次のとおり。「『愛しいあなた様、あなた様がこのようなことをなさるのでしたら、私は一日であなたの地上の人民千人の首をくくらせませすよ』と。それに対してイザナギノミコトはこうおっしゃった。『愛しき我が君よ、君がそうするのならば、私は一日で千五百人の人民を産もう。』」

この会話のやり取りは、イザナギが黄泉の国に赴いたときのものである。イザナミは、火の神を生んだ際に重傷を負い、その傷が元になって亡くなった。イザナミは死後黄泉の国に行ったため、イザナギは黄泉の国に赴き、イザナミを連れ戻そうとした。イザナミは、イザナギの呼びかけに対し、戻ってよいか黄泉の国の神々に相談するが、その間は自分の姿を見てはならないと言った。しかし、イザナミが相談に行ったきり、なかなか戻ってこないため、イザナギは待ちきれずに黄泉の国の内部に入ってしまった。櫛の歯を折って明かりを灯し、中に入っていくと、イザナミの姿が照らし出されたが、照らし出されたイザナミは、蛆がたかり、体から膿が流れ出す、見るも無惨な姿になっていた。その姿に恐れをなしたイザナギは慌てて逃げ出したが、醜い姿を見られたイザナミは大いに怒り、黄泉の国の女神に追跡を命じた。イザナギは辛くも女神たちの追跡を振り切り、地上との境まで逃げ帰ると、巨大な岩で入り口を封じた。イザナミは女神たちの追跡が失敗したため、自らイザナギを追いかけ、地上との境まで来た。イザナギは、契りを解くとイザナミに申し渡したが、それにイザナミは怒り、本文に引用された発言をした。

ら、生物進化論を理解していない。それは、あたかも黒川博士が古典を引用して生物進化論に対抗したのと匹敵するだろう。さて、そうであるならば、黒川博士が「外国の人民は猿から進化したものであるが、我が国の人民はそうではない。」と断定し、「日本民族の起源が猿でないことは明白である。」と一髪千鈞¹⁹を引く力で結んだ確信的な程度は、議論が一貫していることでは、はるかに穂積博士を超越していると言えよう。もし穂積博士のユダヤ教的な神道の信仰がこれほど固く、他人に神道の信仰を要求するように、氏自身が心の底から君臣一家論や忠孝一致論を信仰個条とするならば、まさしく国体寺の座主としての榮譽に背くことはないのだ。

しかしながら注意すべきことは、国体寺は腐敗した本願寺よりも多くの信者を抱えていないことである。そうでなければ、おじいさん、おばあさんが念仏を唱えることを押しとどめ、「高天原に神づまります」²⁰という声が、日本全国で蚊が鳴くように聞えわたらなければならないと見るのが本来の筋ではないか。そして新知識人と称する者のうち、神社で土下座する者は少ないが、教会に行く者が多くなっていることは、理解できない現象になるのではないか。これほど神道の信仰が皆無となっている今日において、大日本帝国とその重大な機関の一つである天皇を神道の基礎によって置き換えようとは、何という革命家なのか。そうではなく、おそらく国体寺の座主その人さえも科学的研究によって神道の教義を傷つけているように、ただその議論も革命論の便宜のために唱えるにすぎず、心の奥底では少しの信仰さえもないのだろうと考えられる。

我々は、理由もなく他人の信仰の奥底まで立ち入り、想像をふくらませることを慎むべきであることはわかっている。しかしながら穂積博士の議論は、今日の国家主義の国体から見ると、明らかに革命論として断定する他ない。大化革命の遠い昔から理想として描かれながら、明治維新においてようやく実現された公民国家と、その国家機関として国家の基礎の上に置かれた天皇を、自分も信じない神道の信仰の上に置こうとするものではないのか。自分も信じず、天下も信じない信仰とは、信じる者のない死んだ信仰というものであり、空虚なものの上に天皇を置くということである。

これはつまり、何者の上にも置かず、ひっくり返すということなのだ。——事實は歴史の上に存在する。大化革命によって儒教の理想的国家を実現しようとした理由は、祖先教によっては天皇を維持できない危険に陥っていたからではないか。仏教の信者である蘇我氏にとっては、別の宗教を信仰する²¹皇室は尊い存在ではなかった！ 外国人の漢氏²²の駒に

¹⁹ 原文では「一末千鈞」となっていて、[髪力]と注記されている。「一髪千鈞」ならば熟語として成り立つので、その誤りであろう。ちなみに、「一髪千鈞を引く」とは、韓愈の著作（『与孟尚書書』）の中にある言葉である。意味は「一筋の髪の毛で千鈞の重さのものを引く」ということ。つまり、極めて危険なことの例え。

²⁰ 原文では、「高天ヶ原に神づまり」となっているが、祝詞（祭りの儀式に唱える言葉）では、「高天原に神づまります」と表現するため、若干修正した。「神づまる」というのは、「神としてとどまる」という意味で、「高天原に神として鎮座する」という意味になる。

²¹ もっとも、皇室の人間である聖徳太子は、『三経義疏』を著して仏教に傾倒していたとされているし、当時の皇室も仏教を重んじていた。

²² 漢氏は、応神天皇の時代に渡来した阿知使主の子孫とされる。『日本書紀』巻二十一の崇峻天皇紀には、蘇我馬子が東漢直駒に崇峻天皇を暗殺させたとの記事がある。

とっては、崇峻天皇は君臣一家の「民の父母」ではなかったのだ！ このようであったから、たとえ夢にすぎなかったとしても、皇室の中の大胆で果敢な理想家が公民国家を夢見たのではないのか。穂積博士はようやくその理想が実現された国体をひっくり返し、今日蘇我氏と駒に権利を主張させるようになったのだから、氏を復古的革命家と呼ばなければ何であるのか。

10-6 「君臣一家論」の破綻ぶり

国家は国家としての独立自存の目的を持ち、天皇は国家の利益として国家の維持する国家機関となっているから、国家に対する義務として天皇を犯してはいけないのである。もし日本の国籍を持つ人民は「天皇の赤子」であり、天皇はその家長として「民の父母」であるから尊いのだと言うならば、君臣の一家を形成していないが、日本国籍に入ったイタリアの無政府党員は、爆弾を使う権利を穂積博士の憲法学に基づいて主張するようになるだろう。「キリスト教徒の団結は、神が存在するか否かによって左右されるものではない。国民は信仰によって団結する。」との氏の信仰論は、ニコライ教徒²³をロシアで団結させ、国家に対する反逆を許容するものである。—こうした革命論は氏においても「違う」と言うだろう。それならば、異教徒を殺戮し、外国人を絞殺、はりつけにしなければならない。だが、これも革命であることでは同じである。

穂積博士がかたくなに今日の国体を家長国とし、君臣一家、忠孝一致を唱えて、それを基にしてあらゆる法律学と倫理論を築くならば、我々は氏に問う。—もしあなたの車夫が「旦那の親類は誰です。」と尋ねた時に、「わしの親類は天子様だ。」と答えるのか否かと。そう答えるならば、車夫は不敬な奴と言うだろうし、我々はその大胆な平等主義に敬服する。そしてさらに氏が「わしと天子様は血を分けた兄弟だ。」と言うならば、巡査は必ず手帳を出して一応尋問するだろう。「子が産まれたから、親類の天子様に知らせよ。」と言うならば、寝床にいる妊婦の令夫人は驚いて逆上するだろうし、大通りに立って「穂積家は皇室の分家である。」と言うならば、わんぱくな小学生らは必ず、「バーカ、バーカ。」とわめいて追いかけていくだろう。—我々を哀れむべき愚かな男をもてあそぶものと解釈してはいけない。後の歴史解釈²⁴によって血統をたどり、平等主義が歴史的に拡張されて発展してきたことを見よ—さてそうであるならば、君臣一家論を最も強く主張する氏でも、皇室と穂積家を平等な関係にある親類とは考えないということである。親類などと言うならば、発狂したと見られるほどに血縁関係が希薄で疎遠になっているのであれば、これを基に国家をつなぐ鎖とし、天皇の基礎とするとは、何と知能が劣ったことだろうか。

²³ 当時のロシア皇帝はニコライ二世である。ニコライ二世はまだ皇太子であった一八九一年に日本を訪れたが、大津で巡査（津田三蔵）に切りつけられて重傷を負ったことでも知られる。ちなみに、この事件（大津事件）の犯人津田の処罰をめぐって行われた大審院と内閣の攻防は当時の日本を揺るがした。

²⁴ 原文では、「歴史釈」となっていて、[ママ]との記載がある。本来「歴史解釈」とあるべきで、「解」が脱落したのだろう。

もし穂積博士が神道の伝道者であって、法律学者でないならばともかく、現在の民法は未だ完全に家長制度の遺風を取り除くことができないにもかかわらず、家長権は二、三の特権にとどまって²⁵おり、親族法においてはある等親までで限界を設けていると解釈しない道理はない。金持ちの葬式には、猫の子をもらった者までもが「親戚です」と言って集まってくる。皇室が寛大でないならば、まさに次のように言うだろう。「言葉巧みに取り入る八束と四千五百万の奴隷よ。卑しい穂積家が朕の家の分家であり、乞食に至るまで朕の家の分家であると言うのか。皇室はお前たちのような下賤な人種と同じ祖先から分かれた親戚²⁶ではない。お前たちは皇室の祖先が落ちぶれた時、道端の人を見るかのように過ごし、あるいはともに石を投げていたのに、今のように繁栄するとそれに媚びている²⁷。そして三千年前の古くて、遠くて、血統がわかりもしない者を僭越にも親類と言ひ、本家と言って、下心を実現しようとして行動する。何というへつらいをする猫なのか。皇室は同じ祖先から分かれたものではない。国民を強大な力によって圧迫していた堂々とした征服者である。」と。

10-7 穂積博士の信仰は本物か

我々は断言しよう。穂積博士は単に君臣一家の家長国を信じるものでないだけでなく、心の奥底を探ってみれば、神道の信仰は影も形もないのだと。もし氏が神道を信じるような言動があるすれば、それは邪悪な姑が念仏を唱えたり、怠け者の学生らが教会に遊びに行行って「アーメン」と言ったりするのと同じ外面の装飾にすぎない。——我々は、穂積博士の憲法論を神道的信仰の上に置いたものと言ってきたこと全てを取り消す。氏は神道を信仰する者ではなく、彼のいわゆる信仰とは旧式の社会起源論である。まさに、氏らのいわゆる国体論の脊髄は、どんな民族も必ず一度は進化の一階階として踏む祖先教及びそれに伴う家長制度を国家の起源とし、またそれが人類の消滅まで続くものだという社会学の迷信にある。

家長制度や祖先教がどうして日本民族だけの特産物であって、日本だけは万国に比類のない国体であるといった性質のものと言えようか。今のヨーロッパ諸国も皆一度は経験している。これは事実として明らかに知られているだけでなく、いかなる先進国といえども、階段を飛び越えて進化するものではないからである。そのため、かつてヨーロッパにおいても、王権あるいは公法の根源を家長制度と家長権によって説明する説が勢力を持った時代がある。おそらく穂積博士などは、生まれつきの優れているわけではないため、彼らのまねをして日本国を説明しようとして、誤って革命家となってしまったにすぎないのだろう。そうではあるが、もし穂積博士が強いて「私の神道的信仰は第一のものであり、社会

²⁵ 明治民法は、親族法において前近代性を残していたと言われるが、それでも明治初期の家長制度に比べると、特権は制限されていたようである（福島正夫『日本資本主義の発達と私法』〔東京大学出版会・一九八八〕参照）。

²⁶ 原文では「親籙」となっている。著作集では、後の二六三頁〔威力〕との注記があるが、本来ここで指摘すべきである。文脈からすれば「親戚」とすべきことが明らかだからである。よって、「親戚」に直す。

²⁷ 第十三章を参照せよ。

起源論の知識は第二のものである。」と主張するならば、我々はこうした偽りをはぎ取ることにも少しも寛大であってはいけない。

尋ねよう——祖先教とは多神教のことであるが、あなたは多神教の信者か。おそらくは氏はおごり高ぶって「そうだ。八十万神を信じるだけだ。」と答えるだろう。もちろん、そう答えることは可能である。しかしながら、祖先教という多神教にはそれ以外にも多くの拝むべき神がいる。あの信仰の自由が最も極端なインドにおいては、今なお祖先の靈魂を祭る多神教²⁸があり、その多神教では大蛇、木、石、鳥、獣、甚だしいものでは生殖器などが礼拝されている。それと同じく、キリスト教が広まる前のヨーロッパ人も、種々の動物、変わった石、変な木を祖先の靈魂とともに祭っていた²⁹。八十万神を信仰する日本の祖先教もこれらと同じであり、多神教である点で無数の笑ってしまいたくなるようなものを祭っていた。

穂積博士は酸素と炭素の化合による火の説明を退け、迦具土^{かぐつち}の神³⁰を信仰しているのだろうか。気圧の変化によって起こるといふ暴風を、級長戸辺神^{しなとべのかみ}³¹が怒って大木を倒すとして恐れているのか。波が起こるのは大渡津美の神³²のしわざであるとして恐れているのか。イナゴは年神³³のなせる業であって、農学は国体を傷つける神道の邪教なのだろうか。氏の邸宅のかまどと便所には、お供え物をしてあって、かまどの神、便所の神を祭っているのだろうか。氏は動物園の大蛇を神社に祭れと主張したり、木造の生殖器の前で朝夕に手を合わせて拝んだりしているのだろうか。——こうした邪神を祭った社や邪教が存在するため、帝国憲法は「安寧秩序を妨げない限りにおいて」という前置きを設けたのだ。

祖先教と多神教は同じ根から生じた宗教と哲学の萌芽である。もちろん、今日から顧みれば笑いたくなるものが多く、今もなお未開人の国あるいは文明国の中でも、都市から離れた田舎の愚かな夫婦の間ではこうした迷信が残り、哀れみを持った笑いの題目とされているようである。しかしこれは、人類の進化の過程において、いかなる民族も避けられない第一段階のものである。つまり人類は、天地のあらゆるものは皆神であるとする多神教（汎神教という意味でないことは言うまでもない）によってまず靈妙な知恵の開発を始め、哲学を知るのである。人はことごとく死なず、屋上、墓の中、天空に魂として残ると考える祖先教（我々が先に論じた科学的宗教の「個体の延長」という意味での不死を意味しないことは言うまでもない。）によって心を安らかにし、身を天命に任せる宗教を得たのである。

28 ヒンドゥー教のこと。象の神ガネーシャを祭るのは、この典型なのだろう。

29 原文では「拝みたる」となっていて、[ママ]と注記されている。「拝みたる」か「祭りたる」かのどちらかに訂正すべきであろう。そうでないと意味が通じない。漢字を尊重するならば「拝みたる」、ひらがなを尊重するならば「祭りたる」となる。直後に「祭りたりき」という語が出てくるので、「祭りたる」が適当と評価し、それを前提に訳した。

30 「迦具土の神」とは、イザナギノミコトとイザナミノミコトの間に産まれた火の神（火産靈神）のこと。イザナミノミコトを焼死させたため、イザナギノミコトに切り殺された。

31 「級長戸辺神」とは、風を司る神。級長津彦神（しなつひこかみ）とも言う。

32 海の神「ワタツミ」を指す。

33 「年神」とは五穀豊穰を祈る神。

この宗教があつて、この哲学があり、この哲学がなければこの宗教はない。それならば、もし穂積博士が「私は天照大神や八十万神は信仰するが、蛇や便所、生殖器は礼拝しない。」と逃げ道を作るならば、それは「そうだ」、「違う」という、相反する言葉を同時に発音する舌を持つものである。だから、我々は氏を以下の三つの方法によって思考する他なく、氏もまたその中の一つを選択しなければならない。——穂積八束氏は、一つのことを肯定しながら、同時に否定できる新しい論理学を發明したアリストテレスとベーコン³⁴に肩を並べる哲学者となるのか。あるいは多神教を肯定し、木造の生殖器の前で手を合わせている法科大学長で帝国大学教授の法学博士となるのか。あるいは祖先教を否定し、自己の憲法学を否定し、自己の君臣一家論を否定し、それによっていわゆる国体論を否定するのか。

10-8 君臣一家論と忠孝一致論は整合しない

いわゆる国体論においては、この君臣一家論というものからさらに忠孝一致論というものを導き出す。もちろん、こうした言語道断のものを理論の筆に上らせることは汚らわしいが、素朴で誠実な教育者などが疑問を抱くことに慣れていないため、今なお僧兵らの土偶にだまされ、道徳的判断の根拠としてそれを幼い頭脳に吹き込んでいるに至っては、まさに戦慄すべきである。万世一系という金槌で頭がい骨を打たれた国民にとっては、こうした乱れが常であることは言うまでもない。

仮に今日の全日本国民が穂積博士らのいわゆる天皇一人から繁殖した君臣一家であるとしても、忠孝一致論に何の連絡があつて導き出せるのだろうか。ある者のように、忠孝一致論というものを君臣の一家ということと分離し、単に「君主に忠を尽くすならば、親の名を挙げ、家を盛んにするから忠と孝は一致する」と言うならば、これは大いに論理的なものであろう。クロムウェルは革命によって名を挙げ、家を盛んにしたから、孝と主君を殺すことは一致しており、ワシントンにおいては孝と独立が、ワットやジョンソンにおいては孝と蒸気及び電気が一致しているということになる。そして、「忠を果たそうとすれば孝を果たせず、孝を果たそうとすれば忠を果たせない。」と悩んだ平重盛³⁵は、忠孝一致論を理解できない愚かな男であるということになる。また、父義時に対する孝のために三帝³⁶を流罪に処した泰時は、孝と一致して三帝の大忠臣であり、国民の祖先から主権者として仰がれ、九代の間北条氏を盛んにしたから、まさしく忠孝を兼ね備えた君子であると論じるのが一步のゆるみもない論法である。

しかしながら、君臣一家論を唱える者は、「君臣は一家であるから、忠と孝は一致する」と論じるという導き出し方をしているのである。まさしく東洋の未開人の村落にふさわしいものであることよ。仮に天照大神の単為生殖によって四千五百万人がことごとく繁殖し

³⁴ イギリスの哲学者フランシス・ベーコンのこと。『ノヴム・オルガヌム』を著し、スコラ哲学に対して、経験論の哲学を主張した。

³⁵ 平清盛の長男。性格は温厚で、忠孝の念が深かったとされている。『平家物語』巻第二「烽火之沙汰」の段に、「悲哉君の御ために奉公の忠をいたさんとすれば、迷慮八万の頂より猶たかき父の恩忽に忘れんとす。痛哉不孝の罪を逃れんと思へば、君の御ために既不忠の逆臣となりぬべし。」とある（『平家物語（上）』〔岩波書店・一九九一〕九九頁）。

³⁶ 後鳥羽天皇、順徳天皇、土御門天皇の三人。

たとしても、天照その人に対してだけ忠孝一致論は唱えることができるにすぎない。同じ子孫の間でどうして忠の権利義務が生じるのだろうか。未開人ならば同じ子孫の間に等級を設け、一方の子のために他方の子を奴隷的道德によって犠牲にすることができよう。天照大神を信仰の目に仰ぎ、彼女を親とか、先祖とか言うならば、全ての人を平等に見て仁愛を施せ。あるいは分家であるから平等ではなく、本家に忠を尽くせと言うのだろうか。それならば、教育勅語の教える血縁関係がある身寄りの道德履行の順序³⁷により、いったん急なことがあれば三千年前の遠い本家である永遠に続く皇運を助ける³⁸よりも先に、親の代に分かれた本家に忠を尽くすべきであり、兄の世に分かれた分家に対してはさらに忠を尽くさなければならない。

けれど法律を知っている穂積博士などは、親等の限定による親戚関係の消滅を主張し、忠を尽くす義務がないことを主張するようになるだろう³⁹。もしこのために不敬、不忠と呼ばれることがあっても、国家の主権を背負って立っている厳正な裁判官はかわいらしい教育勅語を遵守した者を保護するだろう。——まさに、教育勅語に基づいてこうした忠孝一致論を見るならば、それはあくまでも平等主義である。我々は君臣一家論によって忠孝一致論を唱える者の説明を求める。——分家の年老いた父親は各々本家の子供たちのために血を流しているというのか。分家の成年者は各々本家の子供たちのために死体をさらしているというのか。分家は各々身の股を割いて、本家の美しい膳を整えているというのか。分家の長兄は各々本家の弟⁴⁰のために道を避け、警官の怒号に恐れをなして逃げ出し、最敬礼をして君が代を三唱しているというのか。——いわゆる国体論者が各々本家に対してこうした義務を負担しているのではないならば、平等関係にある本家、分家という区別によって皇室と国民の関係についてこじつけを言うことは、今日の国家が許容しない過激な革命主義である。

日本の国体は君臣一家ではなく、堂々とした国家である。天皇は本家、分家ではなく、国家の機関としての天皇である。皇室費は分家に対する本家の略奪ではなく、国家に対する皇室の権利である。兵役は本家の利益のために分家が殺されることではなく、国家に対する国民の義務である。天皇が他の誰とも比較できない重大な栄誉権を持ち、国民が平等な要求をすることができないのは、国家の利益のために国家の維持する制度であって、皇室の特権を無視することは国家の許容しない所である。つまり、大日本帝国は君臣一家の妄想によってできた国ではなく、実在する国家なのだ。天皇は国民と平等な親戚関係にある本家ではなく、国家の利益のために国家に対して重大な特権を持つ国家の一員なのだ。まさに、忠孝一致論を唱える者は君臣一家論を理由とすることによって国家に対する反逆

³⁷ 教育勅語には、「爾臣民父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ……」とある。

³⁸ 原文では、「一旦緩急あらば三千年前の遠き本家たる天壤無窮の皇運を扶翼する」となっている。これは教育勅語の言葉、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」をもじったものである。

³⁹ すなわち、「皇室とはあまりにも縁が遠いから、親等が限定された現在においては、皇室との親戚関係はなく、皇室に忠を果たす必要がない。」ということ。

⁴⁰ ここの「本家の弟」というのは天皇のことを指していると思われる。おそらく明治天皇よりも年が上の世代の行動を表しているのだろう。

行為をしていると言える（家長制度と忠孝主義については、後に解き明かす日本の倫理史を見よ）。

10-9 現在における君臣一家論の愚かしさ

こうした「日本国は一家が膨張した家長国であり、国民は天皇の赤子であり、天皇は民の父母である」という国体論は、内地雑居によってジレンマに陥っている。今日の法律はいかなる外国人であっても、日本国籍を取得した時には国家の臣民としての義務に等級がない。——赤ひげ、青い目のヨーロッパ人にとっては、日本国籍の取得は単に日本の国籍に入ったというだけのことであって、「天皇の赤子である」ということは承認していないが、彼らはれっきとした日本国の臣民であると言える。黒人の入籍を許可して日本国の臣民としても、天皇を「黒人の父母である」と評価しては、天皇は快く思わないであろう。君臣一家論によって天皇を家長であるとし、忠を要求する穂積博士らの国体論者はどういう理由で帰化人に義務を要求するのか。国体論者の選ぶべき道は二つある。つまり一つは、先に言ったように、（日本に帰化した）⁴¹イタリアの無政府党員の暗殺と異教徒の反逆に権利を与え、外国の帰化人は臣民としての義務を免れると論じることである。もう一つは内地雑居を排斥することである。

いくら未開人の国体論者といえども、内地雑居が重大な死活問題で、明らかに家長国の主張を一掃してしまうものであることを知っていたので、極力これに反対したことは事実である。しかしながら、国体論の復古的革命が成功しなかつただけでなく、これほど歴史の進化に打ち負かされて内地雑居となった今日、今後をどうするのが問題ではないのか。そうではないのだ！ 歴史が始まって以来、いわゆる国体論者に対する脅迫は存在している。穂積博士は、英雄として日本の歴史を飾る神功皇后⁴²は三韓から帰化した者の末裔であるから、国体の破壊者であると言うのか。小学生を最も喜ばせる坂上田村麻呂⁴³は混血児であるから、国体を傷つけた国賊であると言うのか。応神天皇の時に十七の県⁴⁴の人民を率いて帰化した阿知使主^{あちのおみ}⁴⁵の子孫及び当時の中国文明を輸入した全ての帰化人の子孫は、氏にとっては天皇の臣民ではなく、また天皇は彼らの君主ではないと言うのか。三韓征服を行うたびに人口増加の目的のために捕虜として連れ帰った、驚くほど多数の奴隷と帰化した蝦夷あるいは征服された地域の賤民たちの血液が混じった者は、その濃度によって天皇と国民の権利義務及び道德関係に等級が生じるのか。——そうではない。我々は恐るべき国体論の破壊者を示そう。

それは誰か。何と、現在の天皇陛下である！ しかしながら国体論者よ。恐れるには及

41 念のため、訳者が補充をした。

42 仲哀天皇の皇后で、応神天皇の母親。天皇とともに熊襲（くまそ）征服に向かい、後には新羅を攻略したとされる。これがいわゆる「三韓征伐」と呼ばれるものである。

43 平安初期の武人。征夷大將軍として蝦夷と戦い、勝利した。坂上田村麻呂は、東漢氏の家系の出身であった。

44 この「県」は「あがた」の意味で、古代大和朝廷の直轄領のことを指す。

45 原文では「阿智王」となっている。「阿知使主」のこと。阿知使主は、応神天皇の時代に日本に着た渡来人。渡来人の一族の中では最も大きな勢力をもっていた。

ばない。真の天皇をみこしに担ぎ、我々が今あなた方の土偶に対して行っているように、我々の国体論に一矢を試みよというのではない。ただ、南都の僧兵がみこしを使って当時の天皇を「地獄に落とす」と威嚇したように、もし今の天皇が土偶の国体論と矛盾した行動をするため、「不敬だ」と罵るようなことがあれば、我々は傍観するだろうが、国家には厳粛な刑法がある。つまり、天皇の持つ権限によって外国を日本の版図に含めるということである。日清戦争によって中国人を含めるようになった⁴⁶ことは、既に君臣一家論と忠孝一致論を破壊する先駆けである。日露戦争によってロシア民族を国籍に編入したこと⁴⁷は、まさしく僧兵どものみこしを粉碎するものなのだ。かたくなな国体論者の未開人らを排斥し、内地雑居の条約を締結した者は、まさしく大日本帝国皇帝陛下なのだ。

そうではない！ 今日において君臣一家でないことはもちろん、有史に入ってから、国民が天皇の赤子であったり、天皇が民の父母であったりしたことがないことも言うまでもない。建国当時から日本民族は一家が膨張したものでないことも言うまでもない。そして、日本民族そのものが既に混血して有史以前から存在していたことが定説となっている事実を彼らはどうするのか。我々は、こうしたことについては殊の外専門的でないから、無数に提出された日本人種論について可否を決定できないが、高天原とは高い空間にあるのではないとして、地図上でその場所が考察されつつある。そのため、日本民族は特別にイザナギ・イザナミの二人から繁殖しており、外国人だけが猿であると主張する者がいないことだけは確実である。——このことだけでも確実だということは、日本民族は一家が膨張したものだという国体論の根本思想が確実に偽りであるということではないか。我々は敢えて黒人を軽蔑せず、また白人を崇拝しないから、日本民族の祖先を「フェニキア人⁴⁸がインドを経て南太平洋に至り、南太平洋から潮の流れに従って日向に上陸して、移住した中国人と混血して成立した民族である」という解釈を必ずしも喜ばない⁴⁹。しかしながら、このように解釈する者は、君臣一家論を説明するためにこうした説明をしていないことは確実である。また、林家⁵⁰の説のように、「呉の泰伯が楚に行方をくらました。」⁵¹という言葉

46 台湾を植民地化したことを指す。

47 ポーツマス条約により、樺太（サハリン）を獲得したことを指す。

48 原文では「フィニシア人」となっている。『二千五百年史』でもこの表記がとられており、英語読みが流布していたようであるが、現在ではラテン語読みをすることが多いので、ラテン語読みに修正する。

49 このフェニキア文明起源説は、竹越与三郎の『二千五百年史』において展開されている（明治二九年版三一六頁）。なお、北は目の病気のために中学を中退しており、英語教育を満足に受けていない。そのため、英語の著作を読むことができなかったという（北は、林儀作との論争の中で、「僕は a も b も解せぬのだからニーチェの精細は知らぬ。」「水落生と林子」『佐渡新聞』と言っている）。そのため、英語などに対してコンプレックスを持っていたらしく、「白人を崇拝しない」というのは、北の本心でもあろう。

50 江戸時代の儒学者である林氏の一族のこと。ここでは特に林羅山を指す。

51 原文では「呉の泰伯跡を荆蛮に暗ます」となっている。泰伯（太伯とも書く。）のことで、紀元前十二世紀から十一世紀頃の中国の人物。周王朝を立てた姫昌（文王）の伯父にあたる。姫昌に跡を継がせるため、弟の虞仲とともに荆蛮（楚）に出奔した。周の者が連れ戻しにきたが、二人は髪を切り、全身に刺青をし、中央に戻るにはふさわしくないとして断つたとされる。

この逸話と日本人の由来との関係は、風習の類似性による。髪を切り、刺青を入れる風習は、古代では素潜りをして魚を取る民族に見られたという。そして倭に関する歴史書の記述においても、同様の風習があると記されているという。呉地方と日本の風習とが似ているため、日本人は泰伯の子孫であるという説がでてきた。そして林羅山は、『本朝通鑑』においてこの説を支持した。

葉から——また、全ての文明が中国大陸と朝鮮半島から来た有史以後の事実から推察して——、我々の祖先はことごとく中国、朝鮮から移住した者であって、日本民族は純粋な中国人の人種であるという見解が必ずしも信じるに値するものだとも言わない。

しかしながら、いわゆる古典派という学説が現れるよりも古くからこうした説が勢力を持っていたことは、忠孝一致論に材料を供給するものでないことは確実である。また、一般の科学的研究者のように、言語学、解剖学、人種学の見地から考察して、日本民族はマレー人種と蝦夷人種と漢人種の混血であると断定されようとも、我々がそれについて可否を言うべき権利がないことは言うまでもない。しかしながら、あらゆることが科学的に研究される今日においては、儒学者や国学者という者が唱える空論に耳を傾けるよりも、一般に信頼されている説明をする科学者の研究の結果に従う他ないことは当然であろう。そして未だ一人の学者さえも、日本民族は初めからこの国土に住んでいた特別な人種だと主張する者は見られないから、とにかくある所からやって来て、ある人種が混血した雑種であるとの見解は不動なものと言えよう。さて、そうであるならば、いかに下等な物質で組織された頭脳を持っていようとも——世間の人々が穂積博士の憲法論に注意を払っているように、たとえ今日の程度では日本の人種研究は非常に幼稚であるとしても——、その道においてはその道の専攻者の意見を聞くのがよいと思うだろう。帝国大学教授法学博士ともある者が一国の基礎法である憲法学を講義するにあたって、自己も信じず、天下も信じない原始時代の原始的宗教からあらゆるものを導き出して憲法学の根本思想とするとは、何ということなのか。復古的革命主義からすると、日本の人種研究などは神権政治の家長国を建設するのに不利であると言うのか。それは今日の国体において言うべきことではない。国体論の復古的革命が成功し、現在の公民国家を破壊し、国家の機関である天皇を覆して、土偶が君臨した時において言うべきことなのだ。我々はここでも穂積博士のとるべき道を指示するため、故人内藤^{ちそう}耻叟氏⁵²の言葉を挙げておこう。これはまさしく理想的国体論者であって、朝廷の処罰権限を持った者に人種研究を禁圧させようとした点では、到底博士らが及ばない一貫した態度だからである。彼は言う。「我が神州の民は元来この神国で特別に生まれた人種であって、決して他国から移り住んできた者ではない。完全にこの国で生まれた天地始まって以来のある種特別な神の末裔である。この頃、ある種のつまらぬ人間がいて、我が神人を他の人種が移り住んで生まれたものと考えようとしている。そしてこのように解釈することで、西洋の学者に媚びているのである。その動機が卑しいことはもちろん論じるまでもないが、世間にはこうした卑しい者どもの話を信じる者がいないわけではない。こうした推測を盛んに行い、我が神聖な朝廷を汚す者は、まさに天地と相容れない逆賊であると言える。だから、これは罰しなければならない。かつて桓武天皇の御時、

なお、秦伯の逸話について、日本の文献では、古くは空海の『三教指帰』において引用されている（加藤純隆・加藤精一訳『三教指帰』〔角川文庫・二〇〇七〕一三二頁）。北畠親房も、『神皇正統記』において、「異朝の一書の中に、『日本は呉の太伯が後なりと云。』といへり。」（『神皇正統記』〔岩波文庫・一九七五〕六〇頁。）と取り上げているが、「返々あたらぬことなり。」と否定している。

⁵² 内藤耻叟は、水戸藩士で幕末・明治期の歴史学者。『安政紀事』などの史書を多数著した。

既に明瞭な詔が下され、このようなつまらぬ人間を戒められた。それなのに、今日朝廷はどうしてこれらを罰しないのか。」と。

まさに、今日の日本国の国体を家長国であると言うことは、こうした神道的迷信であって、何の根拠もない。君臣一家論とか、忠孝一致論とかいうものを、家長あるいは本家が家族と分家に対して絶対無限の権力を持っていた時代に唱えるならば、事実のいかんは別問題として理由があろう。しかし、これを親戚関係の平等を原則とする今日において主張するに至っては、明らかに自殺論法である。だから、「民の父母」とか、「天皇の赤子」ということなどは、歴史的に踏襲されてきたものにすぎず、あたかも「神聖」という憲法の文字のように意味がない。